

2011年5月27日

東日本旅客鉄道株式会社

2010年度「信濃川発電所の不適切な水利使用に係る再発防止策の実施状況」等の報告について

当社は自営の水力発電所である信濃川発電所(新潟県小千谷市・十日町市にある千手、小千谷、小千谷第二各発電所の総称)に対して、2010年6月9日に河川法第23条に基づく「流水の占用の許可」をいただきました。許可書に付された水利使用規則には、毎年度、再発防止策の実施状況および取水量報告値の自主点検結果を報告するように定められております。

この水利使用規則に基づき、本日5月27日、2010年度「信濃川発電所の不適切な水利使用に係る再発防止策の実施状況」および「取水量の測定等に係る報告値に対する自主点検結果」について、国土交通省北陸地方整備局長へご報告いたしましたので、お知らせいたします。

報告の内容について

本日、北陸地方整備局長にご報告いたしました内容は、以下のとおりです。

「信濃川発電所の不適切な水利使用に係る再発防止策の実施状況」 【別紙参照】

再発防止策の実施状況について、

- ・意識面の対策
- ・仕組み・制度の改善
- ・透明性の高い職場風土の醸成

に関して具体的な対策を挙げ、2010年度の実施状況や2011年度の取り組み方針などについて、ご報告いたしました。

「取水量の測定等に係る報告値に対する自主点検結果」

取水量の測定等に係る報告値に対して、自主点検を実施した結果、報告値が適正であったことをご報告いたしました。

今後とも、これらの対策を着実に遂行してまいります。

## 意識面の対策

## 1. 河川法令等遵守意識に関する社員教育

水利使用に係る業務に携わる関係者に河川法等を正しく理解させることを目的に、下記の教育を継続的に実施しました。なお、関係者の習熟状況を踏まえ、適宜教育内容等を充実しました。

- 河川法等の内容に関する教育
- 水利使用規則、社内規程類に関する教育
- 異常時対応等に関するロールプレイング教育
- 法令遵守に関する意識教育としての「コンプライアンス・アクションプラン」教育
- 不適切事象のケーススタディーによる「技術者倫理」教育

## 2. 固定化された人事運用の見直し

これまでの固定化された人事運用を見直し、他部門との人事交流を行っております。

- 管理職社員に他の部門経験者を配置（4名）
- 河川法に係る業務を扱う担当助役の定期的異動の実施（1名）
- 共通業務担当社員の他部門からの配置（2名）

などの人事異動を行いました。

## 仕組み・制度の改善

## 3. コンプライアンス体制の強化

## &lt; 全社的な取組み &gt;

コンプライアンスの重要性を全社員に徹底する取組みを継続的に実施するとともに、社内全部門に渡って法令遵守状況の総点検を実施しました。

- 研修体制の充実・強化（コンプライアンス全社員教育の実施）
- コンプライアンスに関する意識調査の実施（全社員対象）
- 法務セミナーの実施
- 法令遵守状況の総点検（本社、支社等、現業機関対象）

## &lt; 発電部門の取組み &gt;

「発電部門のコンプライアンス上の問題を、会社として適時適正に把握する仕組み」と、「発電部門の業務執行について、社内外の視点で定期的に監査を行う体制」を構築しました。また、水力発電のコンプライアンスに係る情報収集強化を図りました。

- 内部・自主業務監査による監査体制強化
- 水力・火力発電所相互業務監査の実施
- 部外有識者による法令遵守状況の取組み状況把握
- ダム管理主任技術者研修、他社との連絡会の実施、大口自家発施設者懇話会への出席

## 4. 水力発電業務に関する部外有識者からの指導・助言

水力発電業務の法令遵守状況に係る監査、具体的な再発防止対策の実施状況の確認、対策の見直し・改善および継続的取組みを推進するため、部外有識者から指導・助言を得ました。

## 5. 発電所等における業務改善・強化プロジェクトの設置

社内に代表取締役副社長を主査として、具体的な再発防止対策の実施状況の確認・効果の検証等について、全社をあげて議論・検討し、適正な業務執行へ向け、発電所の業務改善を着実に推進しました。（6回開催）

## 仕組み・制度の改善(続き)

## 6. 社内の体制強化

エネルギー管理センターと信濃川発電所において、水利使用に係る申請、報告の適正性を確認する体制の強化、適正な放流量・取水量管理を行う体制の強化を図りました。

- エネルギー管理センターに次長と水利土木課を新たに設置、発電課を水力課と火力課に分離・強化
- 信濃川発電所に副所長を増員、水利G、地域共生G、施設改善Gを新たに設置

## 7 - 1. 発電所の水利使用に関する規程体系の見直し

新たな水利使用規則の規定内容にあわせた見直し等のため、水利使用に関する規程等の制定・改定を実施しました。

- ・取水口ごとの取水量の計測・報告書作成要領
- ・宮中取水ダム及び3ダムに関する計測・ダム計測報告書作成要領
- ・工作物の新築・改築に係る許可申請要領

など水利使用に関する6規程等を新たに制定するとともに、

- ・水利使用実施要領
- ・取水規程

など18規程等を改定しました。

## 7 - 2. 総合制御所システム改修

適正な取水・放流を行うための設備、システム改修を実施しています。

- 流量測定方法の改良
- ・水位計の増設、設置位置の見直し
- ・水圧鉄管流量計の新設、既設箇所はセンサ数の増設
- 水系監視盤等の警報機能強化

## 8. ISO9001の認証取得

信濃川発電所における水利使用に係る業務の厳正と透明性向上のため、品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001の認証取得を行いました。（11月27日 認証登録証発行）

## 透明性の高い職場風土の醸成

## 9. 河川管理者への事前相談の実施

河川法令に基づく工作物の許可申請の要否等について、工事実施部署が単独で申請要否の判断することがないように、組織横断的に確認した後、河川管理者へ事前相談を実施しました。（事前相談件数：50件）

## 10. 地域自治体等との連携

透明性の高い職場風土を構築するために、地域自治体との連携を強化すると共に、地域と共生するために、地域貢献を実施しました。

- 小千谷発電所一般公開
- 千手発電所の一般公開
- 宮中取水ダムの放流量表示
- 発電再開のお手紙送付（十日町市、小千谷市、長岡市（旧川口町）の約35千戸）
- 信濃川の水が首都圏の鉄道を動かしていることに関わる広告展開

このほか、地域と共生するために、地域貢献を積極的に実施しました。

## 11. 本社等における現場との意見交換

本社、エネルギー管理センターと、信濃川発電所との意見交換会実施  
経営層からのメッセージと現場把握